

【常陽夜間預金金庫規定】

1. (利用目的)

この夜間預金金庫は当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. (利用方法)

(1)この夜間預金金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、当行所定の専用入金票および通帳等とともに当行所定の預入用袋（以下「預入用袋」という。）に入れ、その預入用袋を施錠のうえ夜間預金金庫に投入してください。なお、入金伝票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。

(2)預入用袋を投入したのちは、夜間預金金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

3. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了までに利用者ご本人または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌月から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4. (使用料)

(1)夜間預金金庫の使用料は、当行所定の料率により所定の消費税額を含めて6か月分を前払いするものとし、毎年4月および10月の当行所定の日に本人が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約時は契約日の属する月を1か月として、その月から最初に到来する3月末または9月末までの使用料を月割計算により契約時に所定の消費税額を含めて支払ってください。

(2)使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3)契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月以降前払分の使用料を月割計算により返戻します。

5. (預金への受入処理)

(1)この夜間預金金庫に投入された預入用袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅延なく受入金額を確認してください。

(2)前項の取扱いにあたり、入金伝票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当行はその責任を負いません。

6. (預入用袋等の返却)

預入用袋ならびに通帳等は当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業期間中に来店のうえ受け取ってください。

7. (鍵の保管等)

(1)外扉用鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間預金金庫扉の開閉を行ってください。

(2)預入用袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、預入用袋の開閉に使用します。

8. (鍵、預入用袋の喪失・き損)

外扉用鍵、預入用袋および袋用正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によ

って当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

9. (損害の負担等)

この夜間預金金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、夜間預金金庫扉の不完全な閉扉、預入用袋の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この夜間預金金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。

11. (解約等)

(1) この契約は、本人または当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、外扉用鍵、預入用袋および袋用正鍵を直ちに当店へ返してください。

12. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間預金金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、外扉用鍵、預入用袋および袋用正鍵についても同様とします。

13. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

14. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)